

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第五十五号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成二十三年佐賀県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（施設外で行うことができる職業訓練等）」に改める。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とする。

第五条第一項第二号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条を第九条とする。

第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

（普通課程の普通職業訓練の基準）

第四条 法第十九条第一項の規定により条例で定める職業訓練の基準（以下「訓練基準」という。）のうち普通課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。

一 訓練の対象者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間は、一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

五 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができること。

認められるものであること。

七 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。

2 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第二の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

（短期課程の普通職業訓練の基準）

第五条 訓練基準のうち短期課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。

一 訓練の対象者は、職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しよこととする者であること。

二 教科は、その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間は、六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間は、総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができること認められるものであること。

（無料とする職業訓練）

第六条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練における職業訓練指導員の資格)

第七条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は省令第四十八条の二各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)については、省令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|----------------------------------|
| <p>(施設外で行うことができる職業訓練等)</p> <p>第三条 略</p> <p>(普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第四条 法第十九条第一項の規定により条例で定める職業訓練の基準(以下「訓練基準」という。)のうち普通課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 訓練の対象者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。</p> <p>二 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</p> <p>四 訓練期間は、一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができるのと認められる期間とすることができる。</p> <p>五 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によ</p> | <p>(条例で定める職業訓練)</p> <p>第三条 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>りこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。</p> <p>六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</p> <p>七 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。</p> <p>八 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。</p> <p>九 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもって代えることができる。</p> <p>2 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第二の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。</p> <p>（短期課程の普通職業訓練の基準）</p> <p>第五条 訓練基準のうち短期課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 訓練の対象者は、職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</p> <p>二 教科は、その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------|
| <p>行つこと。</p> <p>四 訓練期間は、六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。</p> <p>五 訓練時間は、総訓練時間が十二時間以上であること。</p> <p>六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行つことができると認められるものであること。</p> <p>（無料とする職業訓練）</p> <p>第六条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。</p> <p>（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）</p> <p>第七条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は省令第四十八条の三各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、省令第三十九条第一号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。</p> <p>第八条 略</p> | <p>第四条 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(手数料の減免)</p> <p>第九条 知事は、前条第一項の表第四号の中欄に掲げる手数料(実技試験に係る手数料に限る。)については、二級又は三級の技能検定試験を受験する者で次のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に四分の三を乗じて得た額(百円未満の端数があるときは、十円の位を四捨五入して得た額)を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(以下「高等学校等の在校生」という。)</p> <p>2 4 略</p> <p>第十条・第十一条 略</p> | <p>(手数料の減免)</p> <p>第五条 知事は、前条第一項の表第四号の中欄に掲げる手数料(実技試験に係る手数料に限る。)については、二級又は三級の技能検定試験を受験する者で次のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に四分の三を乗じて得た額(百円未満の端数があるときは、十円の位を四捨五入して得た額)を減額することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生(以下「高等学校等の在校生」という。)</p> <p>2 4 略</p> <p>第六条・第七条 略</p> |